

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

鳥取県営病院事業管理者 萬井 実

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取県病院局事務系DX導入支援業務

(2) 業務の内容

「鳥取県病院局事務系DX導入支援業務 仕様書」記載のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 予算額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日からプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日からプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 情報処理サービスのシステム等開発・改良

イ その他の委託等の監査・コンサルティング

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証又は、プライバシーマークの認定を取得している者であること。

3 企画提案参加表明書の提出期限等

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加表明書を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月9日（水）午後5時（必着）

(2) 提出先

鳥取県病院局総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

(3) 提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) その他

企画提案参加表明書の様式その他提出に係る詳細は、「鳥取県病院局事務系DX導入支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」記載のとおりとする。

また、企画提案参加表明書の提出者には、令和8年9月15日（火）までに参加資格の有無を通知する。

4 企画提案書の提出期限等

この公募型プロポーザルの参加資格が認められた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月18日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先

3の（2）に同じ。

(3) 企画提案書の作成に係る詳細は、「実施要領」記載のとおりとする。

5 プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出のあった者に対して、提案書に係るプレゼンテーション及び提案内容に対する質疑応答を実施する。

なお、実施日時及び場所については、企画提案書等を提出した者に別途連絡する。

6 契約の締結

この公募型プロポーザルの実施のため設置する鳥取県病院局事務系DX導入支援業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における企画提案書の審査を経て、採点及び順位付けを行い、順位の最も高い者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議が不調のときは、順位に従い、順に契約締結の協議を行う。

7 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局総務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第69条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、同規程第68条の2第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 実施要領その他本件公募型プロポーザルの参加に係る書類の入手方法

「実施要領」その他本件公募型プロポーザルの参加に係る書類は、令和8年8月18日（火）から同年9月9日（水）までの間に、インターネットの鳥取県病院局総務課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）から入手すること。

なお、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和8年8月18日（火）から同年9月9日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

3の（2）に同じ。

9 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者又は「実施要領」に定める書類を提出期限までに提出のない者の企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者は、失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要をインターネットの鳥取県病院局総務課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）で公表する。

(4) 本件公募型プロポーザルの参加に係る経費負担

企画提案書の作成・提案等、本件公募型プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出書類の取扱い

企画提案書等の提出書類は、原則として返却しない。

なお、鳥取県営病院事業管理者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 鳥取県営病院事業管理者は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県営病院事業管理者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県営病院事業管理者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。